

1. 橋梁の許可申請について

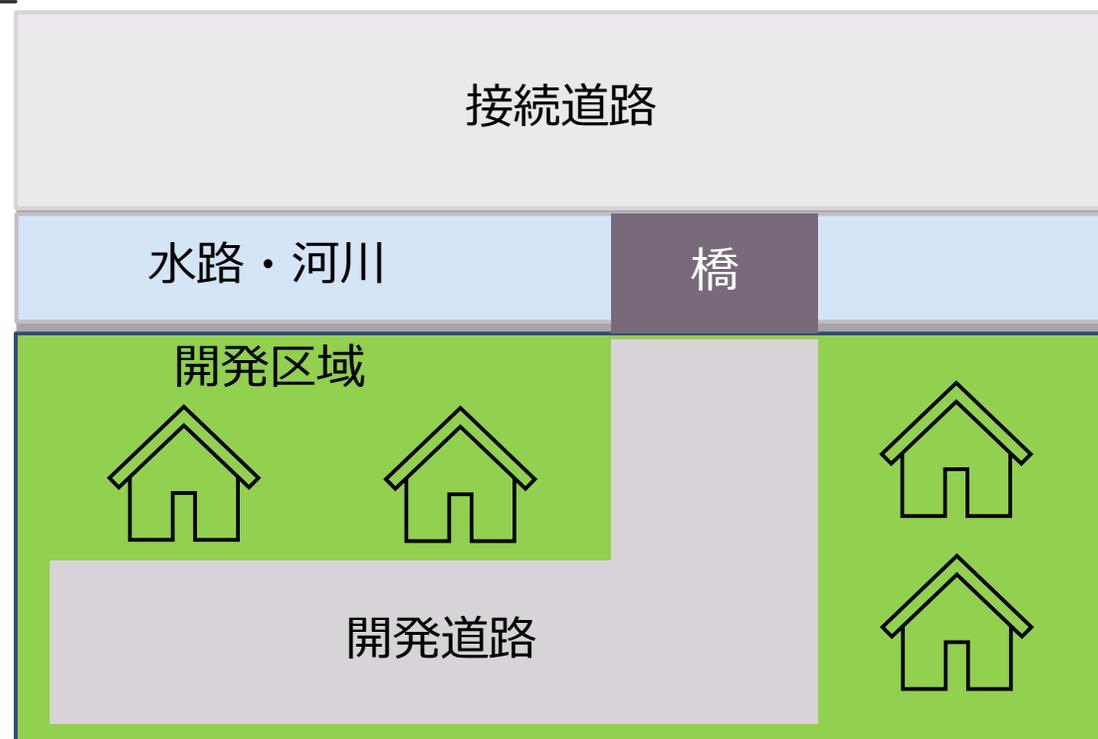
- 宅地開発時の橋梁
- 通路橋とは
- 河川・水路占用許可
- 河川・水路の管理者
- 許可手続きの流れ

開発許可申請が必要となる場合

開発区域に接続する道路が、水路・河川を渡る場合に設置する必要がある

この道路・橋梁は、**公共の用に供する施設**に該当するため、管理者との協議・許可が必要となる

開発許可申請が必要となる



通路橋も占有許可が必要

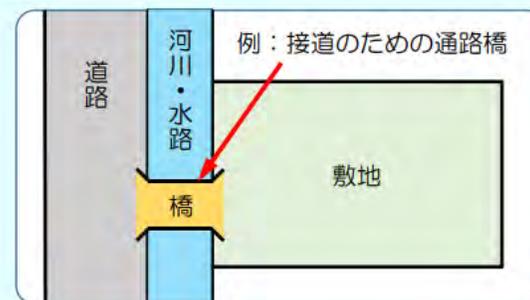
敷地から道路へ接道するために、水路・河川を渡るための橋が通路橋

開発行為にあたらな場合もすべて水路・河川の占有許可が必要となる

河川、水路の適正利用についてのお願い

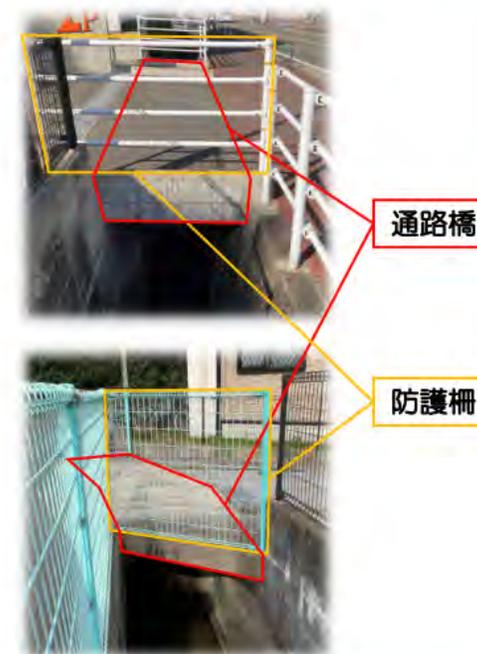
河川や水路に**通路橋**を設置する場合は

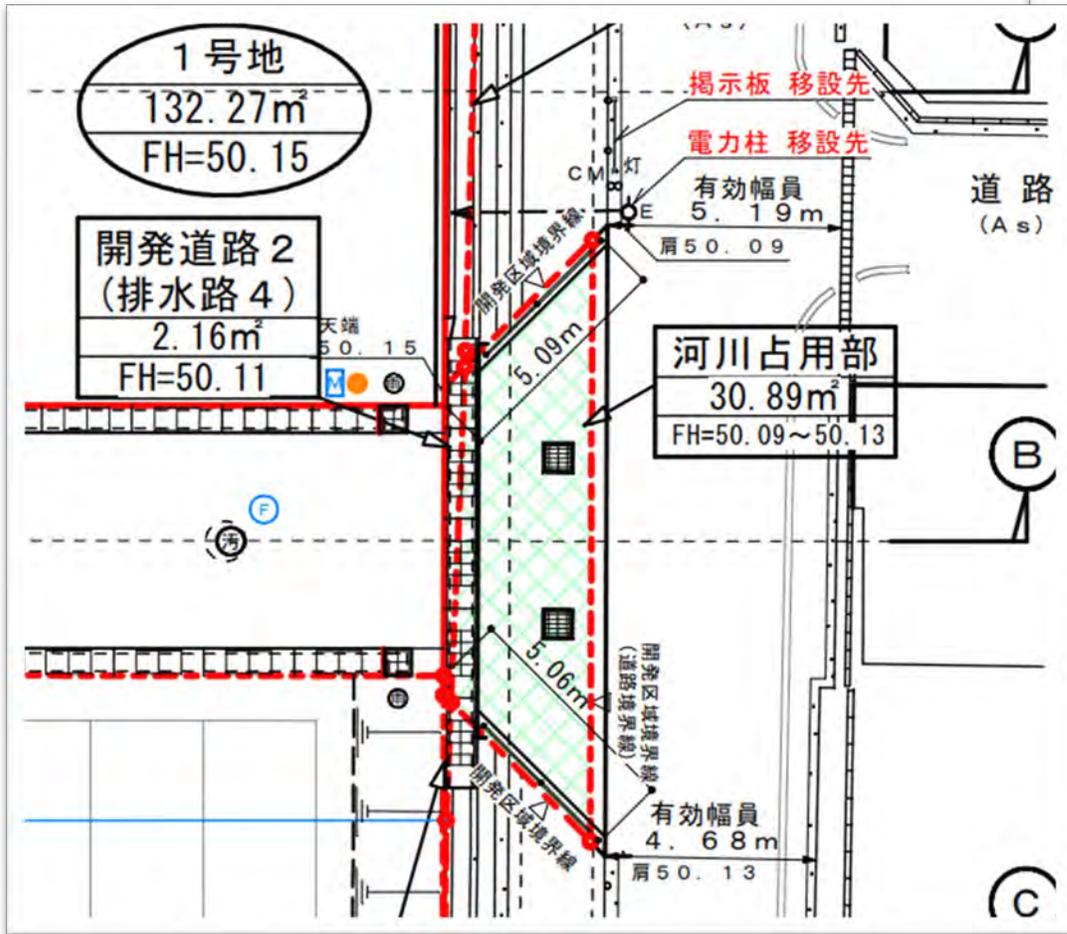
占有許可の手続きが必要です。



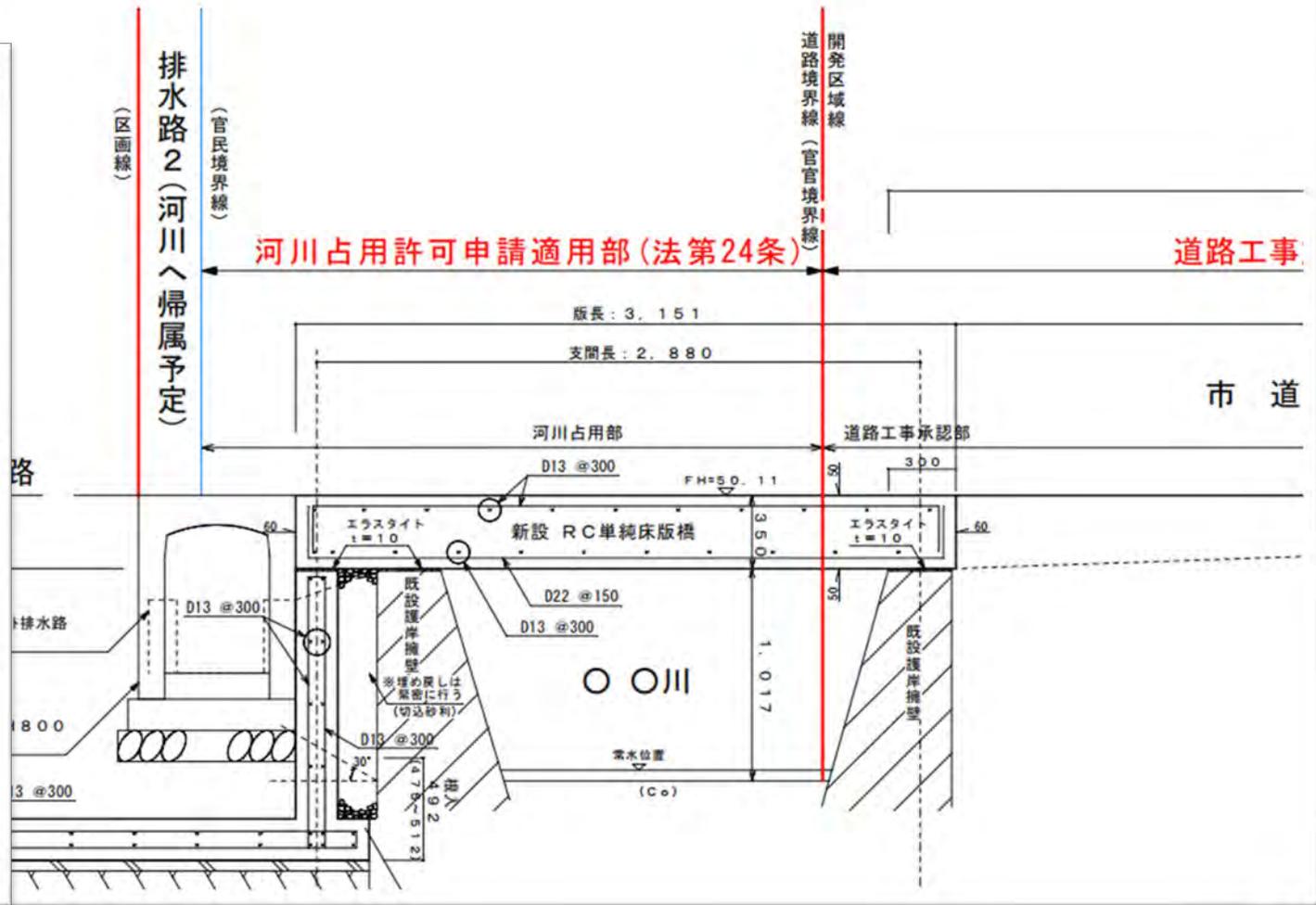
市が管理する河川や水路に通路橋を設置して使用される場合は、占有許可の手続きが必要です。なお、通路橋を設置する際は、転落防止のため安全措置を講ずるようお願いします。詳しくは、各区の維持管理課（中央区・西区は管理調整課）にお尋ねください。

通路橋、防護柵の設置例





平面図



断面図

河川・水路占用許可

河川区域内の土地に工作物（橋、電柱、電線、工事用仮設物等）を設置する場合には**管理者**の許可が必要

許可期間は、**5年以内**が多いですが、管理者により異なるため確認が必要

河川法

（土地の占用の許可）

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

京都市準用河川管理規則

（占用の許可の期間）

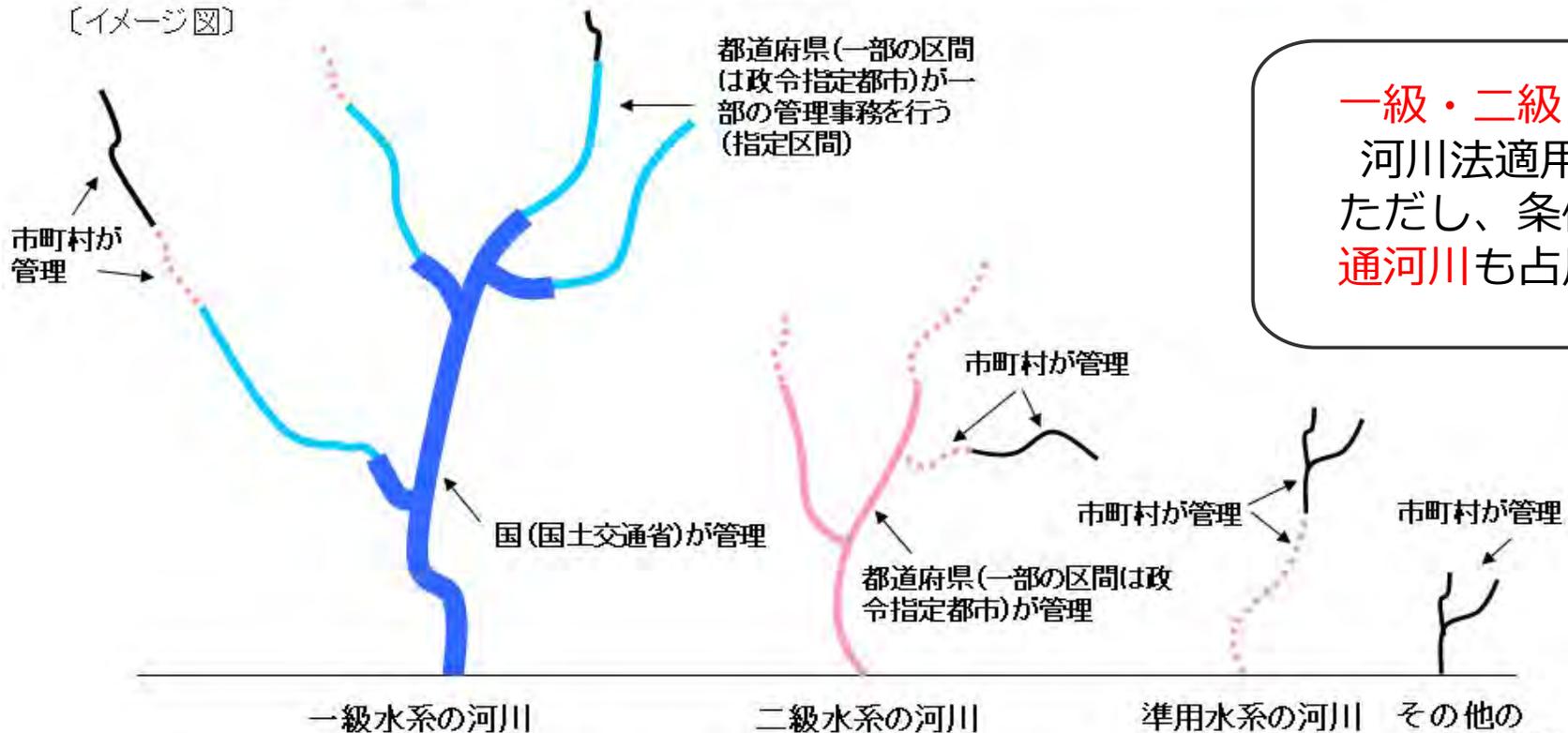
第6条

準用河川に係る法第23条及び第24条の規定による占用の許可の期間は、**3年以内**とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

河川の管理区分

河川		管理	凡例
一級河川	直轄区間	国土交通省	
	指定区間	都道府県(一部の区間は政令指定都市)	
二級河川		都道府県(一部の区間は政令指定都市)	
準用河川		市町村	
普通河川(河川法適用外)		市町村	

〔イメージ図〕



一級・二級・準用河川が河川法適用対象となる
ただし、条例等により普通河川も占用許可が必要

許可手続きの流れ

